

## ■個人情報保護に対する見解・取扱方針

当社のPISTAフィールド・トラッキング・ソリューション（以下、当サービスといいます。）は、端末により収集した消費者行動情報（属性推定情報・滞留情報・通行情報）及びその二次加工データ<sup>1</sup>のみ保存します。「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）第2条第1項<sup>2</sup>及び第4項<sup>3</sup>の定義による特定の個人を識別することができる個人情報及び個人情報データベース等は保存しません。

＜当サービスの提供等に関して、当社お客様から個人情報等を提供された場合について＞

個人情報保護に関する諸法令及び経済産業省の定めるガイドラインを遵守するとともに、個人情報等が重要な機密情報であることを認識し、個人情報等の保護に努めます。また、当社は、個人情報等について、公的機関より法的根拠に基づく照会を受けた場合などやむを得ない場合を除き、お客様の同意を得ることなく、個人情報等を第三者に対して提供し又は開示しません。

エンドユーザー<sup>4</sup>からの、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求に対しては、お客様がその対応を行ない、当社はお客様からの指示により処理を行ないます。当社がエンドユーザーから直接請求を受け、処理を行なうことはありません。

以上

平成30年4月2日制定

令和元年10月10日改定

株式会社 impactTV 経営管理部

連絡先：houmu@i-tv.jp

---

<sup>1</sup> 集計・分析処理するためにローデータを一定のルールでまとめた中間データ

<sup>2</sup> 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

<sup>3</sup> この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

<sup>4</sup> お客様のお客様で有る買物客や来場客などの一般消費者

## ■生活者および、PISTA 利用事業者への当社配慮策

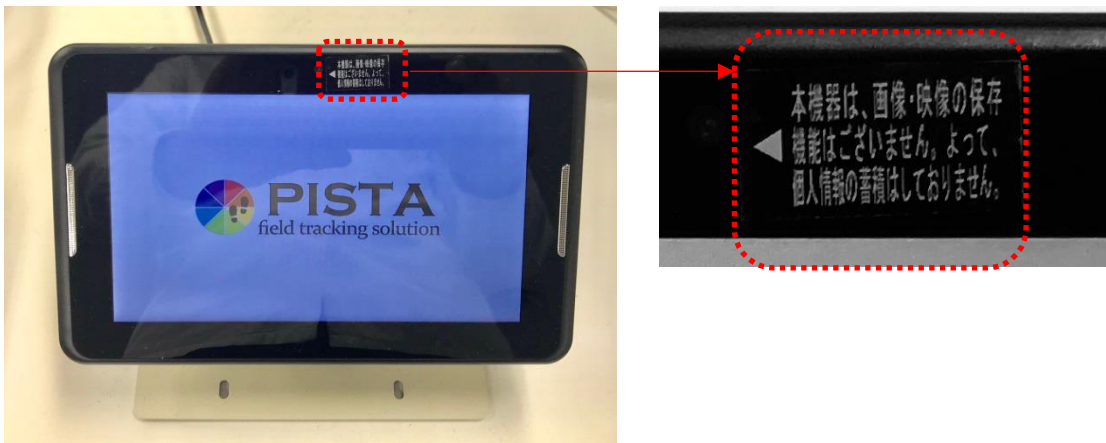
カメラ画像利活用ガイドブック（平成 29 年 1 月 | IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省）の配慮事項並びに、プライバシー意識の高い生活者が増加する昨今、当社では PISTA のフィールド・トラッキング・ソリューションを利用いただくお客様に対し、その求めに応じて次の対応を致します。

(1) 「個人情報配慮シール」の作成・納品迄

(2) 「個人情報配慮シール」付端末での出荷

※ (2) の作業実費分（税抜 100 円/台）は無償にて対応いたします。作業はモニター保護フィルムを剥がして「個人情報配慮シール」を端末毎に貼る内容になります。

<告知シール貼付（赤点線部）イメージ>



<文面>

本機器は画像・映像の保存機能はございません。よって、個人情報の蓄積はしていません。

<告知シール>

「透明テープ」に「白字」または「黒字」による印字。

以上

株式会社 impactTV 営業部

連絡先：sales0@i-tv.jp